

要保管

入間市教育委員会

※ 卒業するまで大切に保管してください。

タブレット番号

S

タブレット 利用の手引き 保護者用



入間市マスコットキャラクター

「いるティー」

氏名：



入間市立●●小・中学校

目 次

1 タブレット端末の利用について	・・・ 1
2 機種及び付属品について	・・・ 2
3 タブレット利用上の注意事項	・・・ 2
3-1 はじめにお読みいただきたいこと	・・・ 3
3-2 禁止事項	・・・ 3
3-3 制限事項	・・・ 4
3-4 情報モラルに関すること等	・・・ 5
3-5 よく質問される内容	・・・ 5
4 タブレットの初期設定等について	
4-1 タブレットの起動の仕方	・・・ 7
4-2 パスコードの変更の仕方	・・・ 7
4-3 学習ソフトの使い方について	・・・ 8
5 タブレット紛失・故障等の対応について	・・・ 9
5-1 【届出様式】タブレット等紛失届	・・・ 10
5-2 【届出様式】タブレット等破損届・修理願い	・・・ 11
5-3 【届出様式】タブレット等不具合届	・・・ 12
6 学習用タブレット等利用届 ^④	・・・ 13
[参考]	
○入間市教育委員会 学習用タブレット利用規程	・・・ 14

1 タブレット端末の利用について

□■ 保護者のみなさまへ ■□

～ ICT 環境を活用した子供たちの学力の向上と学びの保障について ～

子供たちが成長し、活躍するこれからの未来は、現実空間と仮想空間を高度に融合させた新たな社会(Society5.0※1)といわれており、現時点では子供たちがICT(※2)を活用することは必要不可欠なものとなっております。

入間市教育委員会では、子供たちの学びを保障し、未来に活躍する子供たちを育成するために小中学校の子供たちへ1人1台のタブレット端末を導入し、積極的に活用しております。

タブレット端末の導入にあわせて、大型モニター等、学校のICT環境を整備するとともに、ICTを活用した学びの充実を図り、多様な子供たちを誰一人取り残すことのないよう、個々の能力を引き出しながら社会に大きく羽ばたいていけるよう「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現してまいります。

タブレット端末は、普段の授業だけでなく、校外学習、クラブや部活動、家庭での学習支援ツールやオンライン学習など、様々な形態で活用をしております。

子供たちがICTを正しく理解し、安全に活用することを通して、自分の夢を具現化できるよう、保護者の皆様には本手引きの内容を御理解いただきますようお願いいたします。

令和6年4月

入間市教育委員会

※1「Society 5.0」

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において日本が目指すべき未来社会の姿として提唱された。

※「ICT」とは

Information and Communication Technology（インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー）の略で、通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと。

2 機種及び付属品について

- 本体 Apple iPad (以下「タブレット」)
- 付属品 保護ケース、ACアダプタ・充電コード



本体

保護ケース

ACアダプタ・充電コード

3 タブレット利用上の注意事項

このタブレットは、学校および家庭での学習で活用していただく情報機器です。タブレットは児童生徒に貸与し、入学から卒業まで利用します。紛失・破損しないよう、下記の注意事項に注意して利用してください。

- 学校や家庭で学習するためのツール（道具）として利用してください。
- 目への負担等を減らすため、以下の時間帯はタブレットの活用を控えるようお願いいたします。
 - 小学生 20:00～6:00
 - 中学生 21:00～6:00
- ※上記の時間帯にはインターネットの使用ができません。
- SNS やネットゲーム、ユーチューブは、原則利用できません。
- パスワード(パスコード)は他人に教えないでください。
- カメラ撮影・動画撮影（スクリーンショットを含む）を行うときは、撮影される人の許可を得てください。
- 他人の画像・音声・動画・個人情報（名前、住所等）は、本人の同意に関わらず撮影(スクリーンショット含む)・所持・送信・公開してはいけません。
- 本人の許可なく他人のタブレットを使用等してはいけません。
- 長時間利用する際は、途中で休憩をするなどして、健康面にも配慮してください。
- 授業中等、先生の指示に従って利用してください。学校での利用後は充電保管庫にしまいます。

- 紛失や盗難、破損等には十分に気をつけてください。紛失や盗難、破損等が起きた場合は担任へ速やかに報告してください。
- 「タブレット利用の手引き」に記載されていないタブレットの取扱いについては、入間市教育委員会の指示に従ってください。

3-1 はじめにお読みいただきたいこと

1) ネットワーク環境について

タブレットは iPad という機種を選定しています。この機種はインターネットが接続できる環境で利用するタブレットです。LTE回線を利用してインターネットにつながります。ただし、通信量がかかりますので使い過ぎないようにしてください。特に過度な動画等の閲覧は控えるようお願いいたします。ご家庭に家庭用 Wi-Fi がある場合には、接続してお使いいただくことに御協力いただきますようお願いいたします。

2) タブレットの充電について

- タブレットの充電状況をよく確認しておいてください。充電容量が 50% 以下になる前に、なるべく充電をお願いします。またモバイルバッテリーの持ち込みは禁止です。
- 充電する場合には、学校では充電保管庫で充電してください。各家庭では、タブレットと共に貸し出す AC アダプタ・充電コードで充電してください。

3-2 禁止事項

1) Apple ID 名の変更

- Apple ID 名の変更はできません。Apple ID を変更するとネットワーク認証ができず、タブレットを利用することができます。
- 個人の Apple ID を使用することはできません。
- UIM カードを抜かないでください。

2) アプリケーションソフト（以下「アプリ」）の削除禁止

- すでにインストールされているアプリを削除してはいけません。

3) アプリのインストールについて

- 無断でアプリをインストールすることを固く禁じます。インストールすることで他人の情報機器に悪影響を及ぼし、インターネットに接続できない、個人情報が漏洩するといったことが生じる危険性があります。

4) 学習目的以外のサイトの利用について

- 学習目的外のサイトを利用することはできません。有害サイト等への接続を防止するため、接続サイトへのアクセスログが記録されます。

5) セキュリティについて

- タブレットにはアプリの削除・インストールの制限、学習目的以外のサイトの利用制限などが設定されています。これらの設定を故意に変更するような行為をしてはいけません。間違って設定を変更してしまった場合は、すぐに担任に申し出てください。

6) 他人の ID の使用とタブレットの貸し借りについて

- 勝手に他人の「ID・パスワード」を不正に使用する行為は禁止します。
- タブレットは入間市教育委員会の持ち物です。友人等、他人に貸したり、借りたりすることは禁止します。それによって、無用なトラブルを防ぐことができます。
(先生の指示がある場合は、この限りではありません。)
- 保護者が自己の都合でタブレットを利用することも禁止します。

3-3 制限事項

1) 初期パスコードの変更（初期設定 小学校：1111、中学校：111111）

→変更後（_____） ※パスコードの変更は7ページを参照。

初期パスコードは必ず自分の分かるパスコードに変更してください。第三者が勝手に使用することを防ぐことができます。パスコードを変更した時は必ず担任にお知らせください。それ以外の人には、教えてはいけません。

2) パスコード忘れ

- 自分の設定したパスコードを忘れてしまった場合には、すみやかに担任へお申し出ください。情報管理担当にて確認の上、新たなパスコードを発行いたします。

※パスコードを何度も間違えるとロックがかかります。そして、さらに間違い続けると、さらに強力なロックがかかってしまい、業者にロック解除をしてもらうことになります。パスコード忘れに気付いた時点で、何度も入力せず、担任に報告をお願いします。

3) アップデートについて

- 「アップデートをしてください」と画面に出てもアップデートをしないでください。アップデートは学校からの指示に従ってください。

4) 利用場所等について

- タブレットは精密機械です。大切に取り扱ってください。タブレットは防水ではありません。トイレや浴室等で使うと故障の原因となります。
また、落としたり、重いものを乗せたりしないでください。
- 万一、紛失や故障等があった場合には、すぐに担任へ申し出るとともに、9ページの「タブレット紛失・破損等の対応について」に従って手続きしてください。

5) 電源について

- タブレット本体の主電源は、原則切らないでください。紛失時に端末(本体)検索を行えるよう、常に主電源は『ON』の状態にしておいてください。

3-4 情報モラルに関すること等

1) インターネットについて

- インターネットは調べ学習など、学習の一環で利用します。有害サイト等、学習に関係のないものは利用しないでください。

2) 機器依存症について

- ご家庭でのタブレット利用は保護者の監督のもとでお願いします。深夜までタブレットを利用すると、依存症など健康を害する恐れがあります。お困りの場合には、遠慮なく担任へお申し出ください。その場合、保護者と相談の上、タブレットの一時預かり等を検討いたします。

3) タブレット等に貼付のシールについて

- 児童生徒全員が同一機種を利用しますので、テープに書いてある番号でタブレットを分けています。タブレット等に貼付のシールは、はがさないでください。

3-5 よく質問される内容

1) 私物のタブレットを学校で利用しても良いですか。

入間市教育委員会より1人1台のタブレットを貸与します。そのため、
私物のタブレット等の持ち込みはできません。

2) タッチペンはどのようなものを使ってもよいのですか？

入間市教育委員会からタッチペンの配布はありません。よって、児童生
徒が活用しやすいものをご家庭で準備していただきますようお願ひいたし
ます。

3) 家庭で利用しているネットワークに接続できますか。

家庭のWi-Fi接続設定を行えばご家庭でのネットワーク利用も可能で
す。接続設定の御協力をお願ひいたします。ご家庭にネットワーク環境が
無くてもLTE(携帯電話回線)を利用していつでも接続できます。

4) 紛失や破損した場合はどうしたらいいですか。

紛失や破損等した場合は、すぐに担任へ申し出るとともに、9ページ
「タブレット紛失・破損等の対応について」に従って手続きを行ってくだ
さい。

4 タブレットの初期設定等について

4-1 タブレットの起動の仕方

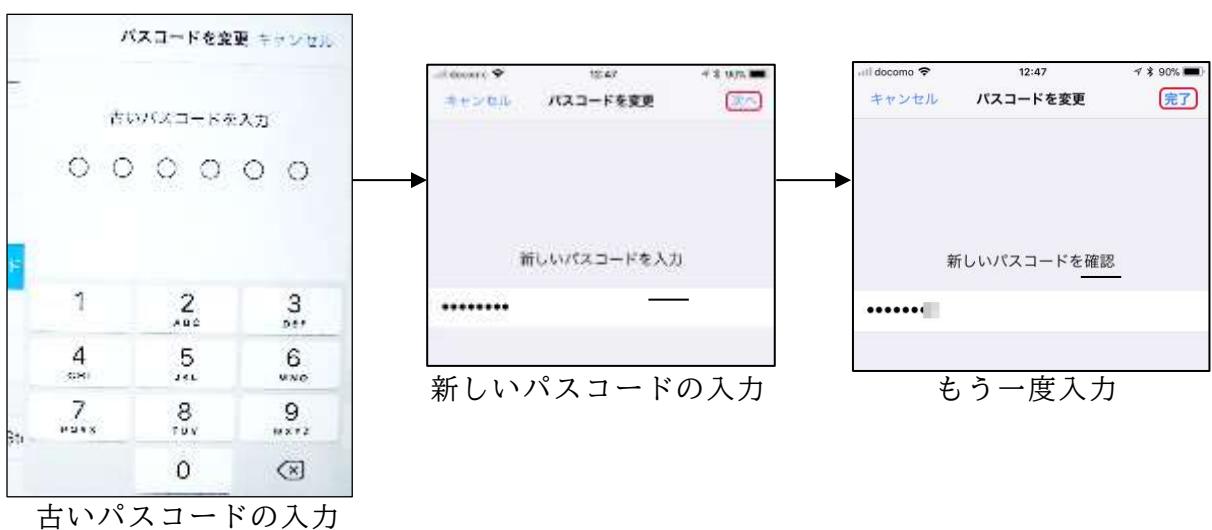
右上のスイッチを押すか、画面下の丸いボタンを押し、パスコードを入力する。

4-2 パスコードの変更の仕方

- ① ホーム画面の「設定」 → 「Touch IDとパスコード」
- ② パスコード入力（現在のパスコード）
- ③ 「パスコードを変更」



- ④ 古いパスコード（現在のパスコード）
- ⑤ 新しいパスコード（自分で決める）
- ⑥ 新しいパスコードをもう一度入力する。



これでパスコードが変更できました。4ページの記入欄に記入し、担任に報告してください。

4-3 学習ソフトの使い方について

1) 学習支援ソフト（ミライシード）の起動の仕方

- ① ホーム画面上のミライシード（WEB クリップ）をタッチする。
- ② ログイン画面で「がくねん・くみ」、「しゅっせきばんごう」、「パスワード」を入力する。



※ログイン画面は学校ごとに分かれているので、他校のタブレットからログインはできません。

- ③ 私物の端末やパソコンで学習を行う場合は、担任の先生から配布される学校のログインアドレス（URL）からログインしてください。

2) 学習ドリル教材（e ライブラリ）の起動の仕方

- ① ホーム画面上の e ライブラリ（WEB クリップ）をタッチする。
- ② ログイン画面で「学校コード」、「ログイン ID」、「パスワード」を入力する。



- ③ 私物の端末やパソコンで学習を行う場合は、下記ログインアドレス（URL）からログインしてください。
(<https://ela.education.ne.jp/students>)

5 タブレット紛失・破損等の対応について

タブレット等は、入間市教育委員会から児童生徒に学習用ツールとして貸与するものです。紛失や破損をしないよう十分注意して、利用してください。

万一、紛失・破損等した場合は、次のとおり対応いただくようお願いします。

1 紛失対応

○タブレットを紛失したときは、緊急性があるため、以下の対応をお願いします。タブレットの付属品の紛失は②以下の対応をお願いします。

- ① 電話で、保護者 → 担任 → 教頭（校長）〔端末追求システムで所在確認〕
※不正利用防止のため、タブレットの〔ロック〕〔回線の中止〕を行ないます。
- ② 「紛失届」を担任に提出、状況確認
- ③ 代替えタブレット等の受領（市教育委員会→学校→児童生徒）

2 破損対応

○タブレット等を破損したときは、以下の対応をお願いします。

- ① 本体等と「破損届・修理願い」をもって担任に提出、状況確認
- ② 代替えタブレット等の受領（市教育委員会→学校→児童生徒）

3 不具合対応

○タブレット等に不具合があるときは、以下の対応をお願いします。

- ① 不具合品と「不具合届」をもって担任に提出、状況確認
- ② 代替えタブレット等の受領（市教育委員会→学校→児童生徒）

4 弁償費用

紛失や、悪質な行為等の理由による破損は、再購入、修理に係る費用を弁償していただく場合があります。

※ACアダプタや充電コードの不具合や故障が増えています。保護者判断で捨ててしまうと弁償になってしまいます。必ず学校に届け出るようお願いいたします。

【 弁償費用 】

○紛失

- ・タブレット 63,140円
- ・保護ケース 1,980円
- ・キーボード 4,880円
- ・ACアダプタ ... 5,280円
- ・充電コード 2,200円
- ・UIMカード ... 2,200円

○破損

- ・タブレット 29,480円
- ・UIMカード ... 2,200円
- ・保護ケース 1,980円
- ・キーボード 4,880円
- ・ACアダプタ ... 5,280円
- ・充電コード 2,200円

※ 修理不可能な場合は、紛失と同じ弁償費用となります。

5-1【届出様式】

令和 年 月 日

(宛先) 入間市教育委員会

(学校)
年 組 番 氏名 ()
保護者氏名 ()
タブレット番号 ()

タブレット等紛失届

私は、下記の理由によりタブレット等を紛失いたしましたので、代替え品の貸与をお願いします。

記

1 紛失日時 令和____年____月____日 (____)

午前・午後 時____分(____時間目・教科_____)ごろ

2 場 所

3 紛失状況

令和 年 月 日

(宛先) 入間市教育委員会

(学校)
年 組 番 氏名 ()
保護者氏名 ()
タブレット番号 ()

タブレット等破損届・修理願い

私は、下記の理由によりタブレット等を破損いたしましたので、代替え品の貸与をお願いします。

記

1 破損日時 令和____年____月____日 (____)
午前・午後____時____分(____時間目・教科_____)ごろ

2 場 所

3 破損内容

4 破損理由

※破損したタブレット等は、この届と一緒に担任に提出してください。破損したタブレット等が提出できない場合は、紛失扱いとなります。

5-3【届出様式】

令和 年 月 日

(宛先) 入間市教育委員会

(学校)
年組番氏名()
保護者氏名()
タブレット番号()

タブレット等不具合届

下記の理由によりタブレット等に不具合が生じましたので、原因の確認と代替え品の貸与をお願いします。

記

1 発生日時 令和 年 月 日 ()

午前・午後 時 分(時間目・教科)ごろ

2 不具合内容



6 学習用タブレット等利用届

※ 利用にあたっての届の写しです。

学習用タブレット等利用届

(宛先) 入間市教育委員会

私は、入間市教育委員会から貸与される学習用タブレット等の利用について、「タブレット 利用の手引き」に記載された事項を了解したうえで、下記事項を遵守し、学習用タブレット等を利用することを届け出ます。

記

- 1 貸与されるタブレット等については、子供が学習するためのツール（道具）として利用します。友達等、他人に貸したり、借りたりすることはしません。また、自己都合で利用することはしません。（「タブレット 利用の手引き」2頁、4頁記載事項）
- 2 インターネットの利用は、ドリル教材（eライブラリ）や調べ学習など、子供の学習にのみ利用します。学習に関係のない有害サイト等へのアクセスはしません。（「タブレット 利用の手引き」2頁、5頁記載事項）
- 3 タブレット等を紛失、破損等した場合は、速やかに担任へ報告するとともに、所定の届を提出します。（「タブレット 利用の手引き」2頁、9頁記載事項）
- 4 「タブレット 利用の手引き」に記載されていないタブレットの取扱いについては、入間市教育委員会の指示に従います。

令和 年 月 日

入間市立 _____ 学校

児童生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ (印)

参考

入間市教育委員会

学習用タブレット利用規程



入間市教育委員会

入間市教育委員会 学習用タブレット利用規程

1 目的

本規程は、学習用タブレット（以下「タブレット」）の利用について、学習ツールとして有効に活用することを目的に定めるものである。

2 所有者及び管理責任者

本タブレットの所有は、入間市教育委員会（以下「教育委員会」）とする。
管理責任者は、各校の校長とする。

3 対象者

入間市立小・中学校に在籍する職員、児童生徒で学習用タブレットを利用する全ての者

4 対象機器

令和2年度以降に導入したタブレット(A p p l e i P a d)

5 遵守事項

【タブレットのセキュリティ対策】

(1)タブレットの利用について

①タブレットとして、校内・校外で利用するものは入間市教育委員会より貸与した i Pad(32GB キャリア：NTTドコモ)でなければならない。個人所有のタブレット及びスマートデバイスは利用しないこと。

②タブレットは貸与品であるため、以下の点に注意して利用すること。

- ・タブレットを保護する観点から、カバーを必ず装着すること。
- ・タブレット及びカバーにIDシールが添付されているが、これを剥がしたり、これ以外にシールを貼ったり、文字を書いたりしないこと。
(管理責任者が端末を管理するためにシールを貼ることは認める。)
- ・貸与品にはタブレット本体以外にカバー、ACアダプタ、充電ケーブル等がある。紛失しないように管理すること。
- ・貸与期間終了時に、タブレット及び附属品全てを教育委員会に返却すること。
- ・タブレットの返却の際には、保存したデータをすべて削除すること。

(2)タブレットは学校においては教職員、家庭においては保護者の管理の下で利用する。

(3)管理責任者は、定期的にタブレットの状態を確認し、必要なアップデートや不用なデータ等の削除を行うこと。

(4)管理責任者は、タブレットに障害や事故（紛失・破損等）が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告すること。

【タブレットに導入するアプリケーションソフト（以下「アプリ」）】

(1)教育委員会が定めるアプリ以外のアプリを導入しないこと。

(2)教育委員会の許可を得ることなくアプリをインストール及びアンインストールしないこと。

【タブレットの他者への利用制限】

(1)タブレットを利用する児童生徒には、タブレットのロック機能(パスコード等)を有効にさせ、第三者が無断でタブレットを利用できないようにすること。

(2)ロック機能は教育委員会が定めた通りに利用し、ロック解除方法が第三者に漏れないようにすること。

(3)タブレットは、他者との貸し借りをさせないこと。

【授業中以外の使用と管理】

- (1)タブレットは、学校においては教職員、家庭においては保護者の管理の下で利用させること。
- (2)放課後等、持ち帰らせる場合には、学習に適した場所で利用させること。持ち運びの際は、カバンやランドセル等にしまうなど盗難、紛失・破損に気をつけて各個人できちんと管理させること。
- (3)タブレットへの充電は授業前(家庭に持ち帰った場合は通学前)に実施させ、授業で円滑に利用できるよう準備をさせること。
- (4)目への負担等を減らすため、以下の時間帯はタブレットの利用を控えること。なお、この時間帯はインターネットの使用を制限する。
 - 小学生 20:00~6:00
 - 中学生 21:00~6:00

- (5)データ通信料が過多に及ぶ児童生徒には使用制限がかかることがある理解させること。

【校外での利用時の注意事項】

- (1)盗難に遭わないよう指導すること。
- (2)歩きながらタブレットを利用することは大変危険なので行わせないこと。
- (3)校外で利用する場合は、紛失防止のため学習用タブレットは常に手元に置かせ、放置させないようにすること。
- (4)家庭での利用は、学習用であることを十分に認識させた上で適切に利用させること。長時間の利用は、月あたりのデータ量を無駄に費やすばかりでなく、依存症などを誘発する恐れがあることを十分に理解させること。
- (5)駅構内やコンビニなどにあるフリーWi-Fiなどは、ID乗っ取りの危険があるのでアクセスさせないこと。

【タブレットの改造】

- (1)タブレットのソフトウェアやハードウェアの改造を行わないこと。
- (2)タブレットの設定を変更しないこと。
- (3)タブレット本体に装着されているUIM(SIM)カードは勝手に取り出さないこと。

【クラウドの利用】

- (1)クラウドサービスは教育委員会が許可したものを利用すること。
- (2)学習プロセスの記録と学習成果物の保存のためにクラウドを利用してるので、クラウド内は整理して運用すること。
- (3)クラウドサービスを利用するためのアカウント・パスワードは、第三者に知られないよう適切に管理すること。

【個人情報】

- (1)インターネット上に自宅住所や電話番号、携帯電話番号、各種アカウント・パスワードなどを記載しないこと。
- (2)個人を特定できる情報を公開しないこと
- (3)他人の顔写真等を公開しないこと。
- (4)インターネット上でトラブルが生じたり、不審な通知が届いたりした場合には、ただちに教育委員会に連絡すること。
- (5)情報を発信する場合は人権及び著作権等に十分配慮し、基本的モラルに配慮すること。

【禁止事項】

- (1)インターネット上で他人を誹謗中傷したり、他人に不快感を与えたりするような発言をしないこと。
- (2)インターネットに発信する場合、その内容は、国内はもとより世界中に伝送される可能性があることに留意し、管理責任者が責任を持つ内容に限ること。
- (3)他人の著作権を侵害するような行為(写真や画像(イラスト等も含む)・文献等の使用)をしないこと。

【アクセスの禁止等について】

- (1)次の接続先へのアクセスは禁止する。
 - ① 有料データベース
 - ② オンラインショッピング
 - ③ アダルトサイト
 - ④ その他、学習する上でふさわしくないと思われる接続先
- (2)使用権のないコンピュータへの侵入等、正常な運用を阻害する行為をしないこと。
- (3)他人や他校のアカウントやパスワードでクラウドサービス等を使用しないこと。
また、他人や他校に自校のアカウントやパスワードを使用させないこと。
- (4)いかなる場合も教育委員会の許可なしに他の情報機器を接続しないこと。

【紛失・破損等の対応について】

- (1)紛失・破損等について
 - ①紛失の場合は、第三者による不正使用防止を第一に考え、速やかに教育委員会に報告すること。
 - ②紛失・破損等の場合は、教育委員会へ報告のうえ、代替え品を受け取ること。
 - ③紛失・悪質な行為等による破損は、保護者へ弁償費用の負担をお願いする場合があること。

【その他の留意事項】

- (1)学習用タブレットの取扱いや管理に関する内容については、入間市教育委員会の判断を優先し、「入間市教育委員会 学習用タブレット利用規程」に記載されていない事項については、入間市教育委員会の指示に従うこと。

【附則】

- この利用規程は令和4年4月1日から施行する。
- この利用規程は令和5年4月1日から施行する。
- この利用規程は令和6年4月1日から施行する。